

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 9 号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例(昭和 3 7 年大和市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「政策部」を「未来政策部」に改め、同表厚生常任委員会の項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に、「こども部」を「健幸・スポーツ部」に改め、第 4 項を削り、同表文教市民経済常任委員会の項中「文教市民経済常任委員会」を「こども教育常任委員会」に、「市民経済部」を「こども部」に改め、同項中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同表環境建設常任委員会の項中「環境建設常任委員会」を

「 1 環境施設農政部の所管に属する事項
「環境経済常任委員会」に、 2 街づくり施設部の所管に属する事項 を
3 農業委員会の所管に属する事項 」

「 1 市民経済・にぎわい創出部の所管に属する事項
2 環境共生部の所管に属する事項
3 まちづくり部の所管に属する事項 に改める。
4 農業委員会の所管に属する事項 」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の大和市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）別表に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長（以下「委員等」という。）であった者は、この条例による改正後の大和市議会委員会条例別表に掲げる常任委員会のうち、旧条例における常任委員会に相当する常任委員会の委員等を選任されたものとみなし、その任期は、それぞれ、旧条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。